

# 邑楽町教育委員会スポーツ表彰規定

## 1. 目的

競技優秀者及びスポーツ功労者を本規定の定めるところにより表彰し、スポーツの健全な普及発展に寄与することを目的とする。

## 2. 表彰者の決定

表彰される者の決定は、本人の申請または次の機関・団体から推薦された者について選考委員会で審査し決定する。

- ・邑楽町体育協会
- ・邑楽町内の各中学校
- ・高等学校及びその他の団体

## 3. 選考委員会の構成

選考委員会は、邑楽町スポーツ推進審議会委員、教育長及び生涯学習課長をもって構成する。

## 4. 審査対象及び選考基準

邑楽町在住で、当該年中のスポーツ推進大会までに活躍した者とする。

(ただし、教育委員会が認めた者についてはこの限りではない。)

### (1) 競技優秀者

文部科学省、厚生労働省、(財)日本スポーツ協会、(財)日本スポーツ協会加盟団体、その構成団体等が主催する大会において、次のいずれかに該当する者とする

なお、同一の者が複数の大会において該当となる場合は、同一年内においては一回限り申請できるものとする。また、予選から本戦まで複数年にまたがり開催される同一の団体が主催する大会についての申請も、一回限り申請できるものとする。

また、中学校体育連盟主催の大会に参加する選手の場合や、オリンピック・パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア大会等の国際大会並びに、上記に記載の無い大会等に出場した者については、その都度選考委員会で協議する。

- ① 県内予選、選考会等を経て代表として関東大会以上の大会に出場した者
- ② 県内予選、選考会等を経ずに、直接全国大会に参加出場出来る競技については、全国大会において上位3位までに入賞した者
- ③ 県内予選選考会等を経ずに、関東大会等に出場し、その結果全国大会に出場した者
- ④ 大会実施要項等で既定の基準記録等に到達して関東大会以上の大会に出場した者
- ⑤ 群馬県スポーツ協会加盟競技スポーツ団体等の推薦・選抜を経て関東大会以上の大会に出場した者

## (2) スポーツ功労者

職場、地域、スポーツ団体等において、多年にわたりスポーツ活動の推進・育成に功労のあった者

(内規) その年中において、団体競技の指導者として全国大会等（県大会優勝以上）に出場した者、また本町のスポーツ推進に特に功労があったと認められる者及びスポーツ推進委員については、在職期間20年以上の者を体育功労者として表彰する。その他体育団体（体協等）役員については、その都度協議することとし、スポーツ推進審議会委員退任者については、在任期間に関わらず感謝状を贈呈する。

## 5. 記念品

4. (1) 競技優秀者の表彰対象者には、別表1により基準額相当の記念品を贈呈する。

## 6. 申請手続き

表彰を受けようとするものは、邑楽町教育委員会スポーツ表彰申請書兼同意書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎年所定の期日までに教育委員会に提出するものとする。

- ① 表彰対象となる大会要項等の写し
- ② 表彰対象となる大会出場者名簿等の写し
- ③ 表彰対象となる大会結果の写し
- ④ その他教育長が必要と認める書類の写し

## 7. 表彰は、毎年スポーツ推進大会で行う。

## 8. この表彰は、昭和56年度から実施する。

※平成24年2月7日 字句修正

※平成28年6月30日 4. 審査及び選考基準（1）競技優秀者 修正

※令和5年1月29日 字句修正、5. 記念品及び6. (2)必要な書類 追記

別表1 (第5条関係)

種別	大会区分	基準額（1人あたり）
競技優秀者	関東大会等	3,000円
	全国大会	10,000円
記念品	アジア大会	その都度協議（30,000円）
	世界大会	その都度協議（50,000円）